

平成23年度 第26回 役員会議事要旨

日 時 平成24年2月22日（水） 10時29分～12時17分

場 所 学長室

出席者 学長，瀬口理事，中島理事，岩本理事，宮崎理事，緒方理事，

欠席者 なし

オブザーバー 川上監事，向井監事，後藤学長室長 他

【 審議事項 】

(1) 佐賀大学教養教育運営機構規則の一部改正について

学長から，本件は，平成23年度限りで廃止される留学生センターの業務の一部を承継することと高等教育開発センター選出の教員に代えて全学教育機構選出の教員とする案件であり，2月8日開催の役員会で協議の上，2月10日開催の教育研究評議会で審議した結果，了承されている旨の説明があり，審議の結果了承された。

(2) 国立大学法人佐賀大学職員の勤務時間，休暇等に関する規程の一部改正について及び国立大学法人佐賀大学臨時職員の勤務時間，休暇等に関する規程の一部改正について

学長から，本件は，特別有給休暇の手続において承認を要しない場合である看護・介護休暇の場合の規定の整備，附属病院に勤務する職員の勤務時間割振り変更及び看護師等に係る夏季休業取得時期の見直しに伴い，所要の改正を行う案件である旨の説明があった。

また，人事課長から，看護・介護休暇取得については，産前・産後休暇取得同様に届出だけで承認を要しないための改正，附属病院に勤務する職員の勤務時間割振り変更については，附属病院の再整備に着手し，平成24年度からの償還計画に万全を期すために，更なる経営健全化・効率化の一環として時間外勤務縮減の観点から，全体的に勤務時間割振りの見直しを行うための改正及び7：1看護基準のために夏季休暇取得が困難になっている看護師等の現在の6月から10月までの取得期間を12月までに改正する旨等の補足説明があり，審議の結果了承された。

(3) 国立大学法人佐賀大学職員の育児・介護休業等に関する規程の一部改正について

学長から、本件は、育児・介護休業法の規定との整合性を図るために、所要の改正を行う案件である旨の説明があった。

また、人事課長から、本学の規程において育児休業、育児短時間勤務について「承認」としているものを、育児・介護休業法の規定と整合性をとるために「申出」に改正する旨及び同法において、育児短時間勤務制度は1日の所定勤務時間を原則として6時間とする措置を含むものとする必要から、本学の規程にその趣旨を追加する旨等の補足説明があり、審議の結果了承された。

(4) 美術館設置事業募金趣意書等の作成について

総務課長から、本件は、2月14日に開催された美術館・正門整備委員会の募金・利用・建設各WGの合同会議で審議了承された旨及び美術館の現段階でのイメージ図、募金趣意書、募金要項、募金申込書及び教職員等の寄附目安額の概要等について説明があり、審議の結果了承された。

(5) 「病院経営室の機能強化について」の提案への対応について

学長から、本件は、病院再整備に着手し、平成24年度からの償還計画に万全を期すために、中長期にわたる更なる病院の経営健全化等に資するため、病院経営室の機能強化等に関する案件である旨の説明があった。

また、人事制度委員会委員長である岩本理事から、病院経営室の任務に、病院職員に係る企画・財務・労務に関する事項を加えるとともに、室員に新たに副病院長を加え、病院経営にかかる企画機能を強化する旨、機動的な運用を可能とするために就業規則に関わる案件の仕組みを改める旨及び本件に関する規則の改正等については、次回の役員会で審議予定である旨等の補足説明があり、審議の結果了承された。

(6) 余裕資金の運用について（案）

学長から、本件は、本学の余裕資金について平成24年度の運用方針を決定する案件である旨の説明があった。

また、岩本理事から、平成24年度の運用については、今年度と同様に銀行各付け調査に基づく金融機関7社と証券会社5社の計12社による入札方式で決定する旨及び運用益の使途については、平成23年度から中期目標・中期計画の国立大学法人評価の観点から、教育研究の充実や学生支援等に使用する旨等の補足説明があり、審議の結果了承された。

(7) 役員会指針3 監査業務の推進方針

別紙「監査業務及び指摘事項に関する法人の検討サイクル」の一部改正について

学長から、本件は、監査業務等の現状の検討サイクルの問題点等を解消するために、所要の改正を行う案件である旨の説明があった。

また、監査室長から、本サイクルに基づき、監事及び監査室による監査を実施し、その結果を法人活動の運営改善に反映することとしているが、平成22年度からの監査業務が1サイクル終了し、本サイクルの検証を行った結果、①学長への該当部局からの改善結果報告前に該当部局等と監事等が内容を協議するパターンに変更し、意思の疎通と再検討の負担軽減を図ること、②執行部と監事等との協議会への総務部同席により、円滑な仕分け及び取りまとめを図ること、③監査結果報告書の提出時期を12月から1月に変更すること、④検討サイクルの表示を年度当初からの表示に見直すこと等の改正点等について補足説明があり、審議の結果了承された。

(8) その他

特になし。

【 協議事項 】

(1) 国立大学法人佐賀大学職員給与規程の一部改正について

学長から、本件は、医学部附属病院の診療放射線技師長及び臨床検査技師長を管理職手当の支給対象とすることに伴い、所要の改正を行う案件である旨の説明があった。

また、人事課長から、検査部及び放射線部の技師長について、平成24年4月1日から役職任期を適用することに伴い、改めて管理職と位置付け、管理職手当適用対象とし、医療職（三）給与表の副看護部長職と同等の手当適用とする旨及び本規程の改正内容等について補足説明があり、協議の結果了承され、直近の経営協議会及び同協議会後の役員会で審議することとなった。

(2) 国立大学法人佐賀大学契約職員給与規程の一部改正について

学長から、本件は、契約医療事務職員及びコーディネーターの給与決定方法等を見直すことに伴い、所要の改正を行う案件である旨の説明があった。

また、人事課長から、契約事務職員のうち医療事務職員について、給与を現行の月額制から年俸制に変更する旨、契約コーディネーターの給与決

定の際の経験年数について調整を行わない旨及びそれぞれの変更に伴う本規程の改正内容等について補足説明があり、協議の結果了承され、直近の経営協議会及び同協議会後の役員会で審議することとなった。

なお、学長から、年俸制への変更メリットについて質疑があった。

(3) 国立大学法人佐賀大学男女共同参画推進規則等の制定について

学長から、本件は、本学の男女共同参画推進の体制等の見直しに伴い、国立大学法人佐賀大学男女共同参画推進規則及び男女共同参画推進運営規程を制定する案件である旨の説明があった。

また、総務部長から、平成24年度以降の男女共同参画推進体制等について、これまでの男女共同参画に係る経緯、今後の事業及び推進体制、特に平成21年度から取り組んでいる「キャリア支援」、「育児支援」、「介護支援」の3つの事業が平成23年度末で時限を迎えるが、育児支援部門の事業継続の要望が高いことから、「ワーク・ライフ・バランス」事業、「キャリア支援」事業及び「意識啓発・広報」事業の3事業として再編し、男女共同参画推進委員会の下で推進することとし、そのため、平成24年4月から同委員会の下に、「男女共同参画推進室」を設置し、事業実施体制を整備する旨等の補足説明があった。

次いで、人事課長から、男女共同参画推進委員会規則を基にした男女共同参画推進規則及び男女共同参画推進運営規程の内容等について補足説明があった。

その後、学長から、専任の教員のコーディネーターのポスト及び教員である必要性等について質疑があり、その点を明確にすることを条件に協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(4) 佐賀大学全学教育機構規則の一部改正等について

学長から、本件は、全学教育機構の組織整備等に伴い、佐賀大学全学教育機構規則の一部改正及び同機構組織運営規程の制定を行う案件である旨の説明があった。

また、瀬口理事から、今回の改正は、前回の一部改正と違いかなり全面的な改正となっている旨及びそのうち運営組織、運営体制及び運営方法が固まってきたことなどによる規定の追加、削除、字句等の修正となっている旨等の概要説明があった。

次いで、教務課長から、本機構規則の修正箇所等及び組織運営規程（案）の内容等について詳細説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

その後、監事から、本改正等で実施される以上、所掌事務及び事務の流れの整理が必要である旨等の意見があった。

また、学長からも、最終的にはできる限りシンプルな形での規則制定等となるよう十分協議・検討するようとの要望があった。

また、理事から、協議機関である教員会議における協議内容の規定表示の必要性及び会議の表示名称等について質疑があった。

(5) その他

特になし。

【 報告事項 】

特になし。